

平成 23 年〇月〇日

〇〇高等裁判所第一刑事部

裁判長裁判官 〇〇〇〇 様

上 申 書

社会福祉法人 南高愛隣会
理事長 田 島 良 昭

B氏の控訴審（第2審）にかかる上申書の提出について

窃盗罪にて現在控訴審中であります B 氏は、広汎性発達障害を有しており、これまでの窃盗事件に関しては、養育能力に疑問がある父親との二人暮らしで食べ物を買う金がなかったという環境的要因と、その劣悪な環境を自己の判断能力だけでは、改善できないという広汎性発達障害の障害特性が大きく影響していると考えられます。

また、B 氏は平成 22 年〇月〇日より現在まで 2 ヶ月以上に渡り、当法人が運営する更生保護施設「雲仙・虹」で生活しておりますが、その生活態度は極めて真面目で規則違反はただの一度もなく、社会内における福祉的更生支援により十分に改善できることを確信しております。

このことに情状酌量を切に望み、B 氏の公判につきまして、下記のとおりの方針をお願いすべく、ここに上申書として意見を申し上げさせていただきます。

記

- ・ 保護観察付執行猶予判決をお願いしたい
- ・ 長崎保護観察所による特別遵守事項の設定をお願いしたい
- ・ 長崎保護観察所、長崎県発達障害者支援センターしおさい、地域社会内訓練事業所が連携し、司法と福祉の連携による更生支援計画に基づく社会内更生支援の機会を是非与えていただきたい

以上、何卒よろしく願い申し上げます。

平成22年〇月〇日

〇〇高等裁判所 御中

意見書

厚生労働科学研究 研究分担グループ
判定委員会
委員長 川 端 克 成

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、平成22年10月7日に開催いたしました「厚生労働科学研究（田島班） 触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」における『第2回判定委員会』において、「矯正施設における施設内処遇ではなく、社会福祉法人南高愛隣会が有する地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群 さつき）を基幹とした種々の福祉サービス利用のもと、社会内において更生・改善を図ることが適当である。」との判定が成されましたので、本委員会からの意見書として提出いたします。

意見書に係る理由書

厚生労働科学研究 研究分担グループ
判定委員会
委員長 川 端 克 成

1. 精神科医によって「発達障害」と診断された。
 - 診断名：「広汎性発達障害 特定不能のもの F84.9」
 - F84.9：WHO（世界保健機構）の「ICD-10：国際疾病分類第10改訂版」で国際的に定められた「疾病コード」

2. これまでの犯行は、「環境的要因」と「発達障害による障害特性（個別性あり）」に強く影響している。
 - 環境的要因：
 1. 父親との二人暮らしであったが、家庭内で親子の会話や顔を合わすこと等はほとんどなく、収入のなかった本人は満足に食事が食べられる環境ではなかった。
 2. 生まれ持って発達障害があったにも関わらず、その障害がずっと見落とされ、これまでの生活の中で一度も福祉支援を受けたことがなく、母親が亡くなった以降は特に、困った時の相談者も全く不在の環境であった。
 - 発達障害による障害特性（個別性あり）：
 1. 発達障害による障害特性の一つである「対人関係を円滑に構築していくことが苦手（他者との会話、他者の気持ちを読み取る等）」なため、アルバイト等で就労するもすべて長続きしていなかった。

3. 更生に向けては、矯正施設内における矯正処遇ではなく、本人の発達障害の特性に合わせた専門的且つ個別的支援が必要不可欠である。
 - これまでも「微罪処分」や「司法による裁き（労役刑等）」を繰り返し経験してきてはいるが、それらが彼にとっては再犯を抑制する「経験」とは成り得ておらず、結果として再犯が繰り返されてきた。
 - すなわち、矯正施設内における一般的な矯正処遇で再犯防止の効果を期待することは彼の発達障害という障害特性上極めて困難であり、彼の真の更生を考えた場合には、その障害特性に合った専門的且つ個別的支援を社会内の更生プログラムによって処遇していくことの方が有効である。

4. 第一審後、生活環境を自宅から更生保護施設に移し、併せて福祉による就労訓練（支援）を受けることで、犯罪の傾向等が全く見受けられていない。
 - 第一審後、更生保護施設で生活し、福祉による就労訓練（支援）を受けている事実は、少年審判でいうところの「試験観察」に相当する。
 - この間、食事の心配をすることなく福祉による就労訓練（支援）を受けることで、再犯防止だけではなく職業的自立へとつながっており、地域社会内における訓練（支援）の有効性の根拠といえる。

平成22年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所 御中

確 約 書

社会福祉法人 南高愛隣会
(コロニー雲仙)
理事長 田島良昭 印

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、過去の犯罪に対する更生、改善に向け、本法人（社会福祉法人南高愛隣会）が運営する「更生保護施設 雲仙・虹」を含む「地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群さつき）」で受け入れることを確約いたします。

平成22年〇〇月〇〇日

〇〇高等裁判所 御中

確 約 書

特定非営利活動法人
長崎県地域生活定着支援センター
所 長 酒 井 龍 彦 印

氏 名 B 氏
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)

上記の者については、本センターが更生、改善を目的とする「更生保護施設雲仙・虹」を含む「地域社会内訓練事業所（グループホーム・ケアホーム群さつき）」への福祉サービス利用調整等を行い、保護観察所、福祉関係機関、医療機関、基礎自治体等と連携することで、その他必要とされる福祉の手立てを講じることを確約いたします。

B氏の控訴審に係る提出資料一覧表 (平成23年1月13日)

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 生活保護支給決定通知書	A市	1部	○: 同意
2. 障害福祉サービス受給者証	B市	1部	○: 同意
3. 心理判定の結果 / 証明書交付願・同意書	こども・女性・障害者支援センター	1部	△
4. 診断書	精神科医	1部	○: 同意
5. 意見書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	各1部	×: 不同意
6. 意見書に係る理由書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	1部	×: 不同意
7. 確約書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	未提出
8. 確約書 (地域生活定着支援センター)	特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター	各1部	未提出
9. 上申書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
10. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意 (控訴趣意書に添付)
11. 在所証明 (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	未提出
12. 在所証明 (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	未提出
13. 利用契約書 / 重要事項説明書 (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	×: 不同意
14. 支援者の日誌 / 聞き取り帳(原本) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
15. 支援者の日誌(総括) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
16. 支援者の日誌(原本) (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
17. 支援者の日誌(総括) (就労継続支援事業所 A型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×: 不同意
18. 本人の日誌	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○: 同意
19. 本人の感想文	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○: 同意
20. 罪を犯した障害者に対する支援実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
21. 南高愛隣会における社会自立の実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	控訴趣意書に添付
22. パンフレット (社会福祉法人 南高愛隣会) (地域社会内訓練事業所) (就労継続支援事業所 A型) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	未提出 (第一審で同意)
(地域生活定着支援センター)	特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター		
23. 動画(生活・作業風景等)	社会福祉法人 南高愛隣会	DVD 3セット (計9枚)	×: 不同意
24. 矯正統計年報等による統計資料	法務省	1部	未提出
25. 犯罪(司法)と発達障害に関する文献	日本評論社	3部	未提出
26. 発達障害に関する参考資料	厚生労働省 他	5種類	未提出
27. 「発達障害と司法」 (発達障害に関する参考書籍)	龍谷大学矯正・保護研究センター	1冊	未提出

表5 B氏の控訴審に係る「証拠資料」同意/不同意 一覧表

民間が作成した資料

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 意見書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	各1部	×:不同意
2. 意見書に係る理由書	厚生労働科学研究(田島班) 松村研究分担グループ 判定委員会	1部	×:不同意
3. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意 (控訴趣意書に添付)
4. 利用契約書 / 重要事項説明書 (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	各1部	×:不同意
5. 支援者の日誌 / 聞き取り帳(原本) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
6. 支援者の日誌(総括) (更生保護施設)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
7. 支援者の日誌(原本) (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
8. 支援者の日誌(総括) (就労継続支援事業所 A 型)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	×:不同意
9. 動画(生活・作業風景等)	社会福祉法人 南高愛隣会	DVD 3 セット(計 9 枚)	×:不同意
10. 本人の日誌	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○:同 意
11. 本人の感想文	本人(社会福祉法人南高愛隣会)	1部	○:同 意
12. パンフレット (社会福祉法人 南高愛隣会) (地域社会内訓練事業所) (就労継続支援事業所 A 型) (更生保護施設) (地域生活定着支援センター)	社会福祉法人 南高愛隣会 ----- 特定非営利活動法人 長崎県地域生活定着支援センター	各1部	○:同 意 (第一審にて既に同 意)

公的機関が交付した資料

項目	交付/発行元	部数	同意 / 不同意
1. 生活保護支給決定通知書	A市	1部	○:同 意
2. 障害福祉サービス受給者証	B市	1部	○:同 意
3. 心理判定の結果/ 証明書交付願・同意書	こども・女性・障害者支援センター	1部	× → ○ 不同意であったが、裁判 官が必要性を認める
4. 診断書	精神科医	1部	○:同 意

控訴趣意書に添付した資料

項目	交付/発行元	部数	特 記
1. 上申書(地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	
2. 更生支援計画書 / 同意書・受取書 (地域社会内訓練事業所)	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	不同意であったが控訴趣 意書に添付
3. 罪を犯した障害者に対する支援実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	
4. 南高愛隣会における社会自立の実績	社会福祉法人 南高愛隣会	1部	

「障害の疑いを確認するための簡易スケール」

平成22年度 厚生労働科学研究（田島班）松村研究分担グループ 判定委員会
長崎県地域生活定着支援センター

過去の記録等（生育歴・職歴等）から障害を確認するには

- 幼児期に言葉の遅れがあった。
 - イジメられていた経験がある。
 - 友達がいなかった。
 - 学校の成績が悪かった。（ex. 通知表に「1」や「2」が多かった）
 - 計算が苦手。
- <質問> 100から7を引いたら？ またそれから5を引いたら？
- お金があると残金を考えず、すぐに全部使ってしまう。
 - 住所が言えない。
 - 家族との関係が悪く、断絶している。
 - 仕事が長続きせず、職を転々としている。
 - 仕事の手順が変わると覚えられない。
 - 整理整頓ができない。
 - 地域で孤立しており、周りからの支援を拒否する。
 - 過去、生活保護の申請をしたことがあるが断られた。
あるいは、生活保護を受給していたのに散財 or 自ら保護を断ち切っている（所在不明等）。
 - 短絡的な行動が多い。（ex. 目先のことしか考えず、無計画（その場の思いつき）な行動）
 - 同じような罪を繰り返している。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

勾留中の様子から障害を確認するには

- 接見中、目線が合わない。落ち着きがない。
- 同じことを繰り返し話す。
- 会話の途中で、まったく違う話（自分が興味のある話）を始める。
- 自分が犯した罪に関しても、ひょうひょうと話し、反省の態度が第三者に分かりづらい。
- 一見難しい言葉を使っているが、言葉の意味をあまり理解していない。
- 会話や立ち振る舞いにどこか違和感を感じる。
- 質問等に対して、どこかの外れな回答がある。
- 発言が曖昧で、質問に対する回答に一貫性がない。
- 理屈じゃなく何か変。

※上記項目に相当数当てはまる場合：「障害の疑いが高い」

既成事実から障害を確認するには

- 障害者手帳（療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害手帳）を取得している。
- 障害者手帳は取得していないが、過去、特別支援学級（特殊学級）に在籍していた。
- IQが「69以下」あるいは「69前後」である。
- 診断名がある。
（精神遅滞・広汎性発達障害・ADHD：注意欠陥多動性障害・LD：学習障害・統合失調症等）

※上記項目に当てはまる場合：「障害がある」あるいは「障害の疑いが極めて高い」

